

熊本市公募委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の設置等に関する指針第7条第2項第4号に規定する審議会等の委員(以下「委員」という。)の公募による選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 委員の公募は、熊本市ホームページ、市広報誌等に募集記事を掲載し、広く市民に周知することにより行うものとする。

2 掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 募集する審議会等の名称及び設置目的
- (2) 募集趣旨
- (3) 募集人員
- (4) 募集期間
- (5) 任期
- (6) 応募資格
- (7) 応募方法
- (8) 選考方法
- (9) 問合せ先
- (10) その他必要な事項

(応募資格)

第3条 委員の応募資格は、次のとおりとする。ただし、審議会等の性質により、応募資格を変更する理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 市内に在住、通勤又は通学していること。
- (2) 本市の他の審議会等の委員となっていないこと。
- (3) その他必要な事項。

(選考)

第4条 応募した者から委員となる候補者(以下「候補者」という。)を選考する。

(選考委員会)

第5条 委員の選考における公正さを確保するため、委員を公募する審議会ごとに選考委員会を設置する。

(選考の方法)

第6条 候補者の選考は、選考委員会において、次の各号のうちから適当と思われる方法で選考する。

- (1) 小論文(作文)
- (2) 面接
- (3) その他、審議会等を所管する課等(以下「所管課等」という。)が適当と認める方法

2 選考委員会においては、別に定める選考基準により審査するものとする。

(委員の任用)

第7条 市長は、選考により候補者となった者の同意を得たうえで、当該候補者を委員として

任用するものとする。

（結果の通知）

第8条 市長は、委員の選考を終えたときは、他の応募者に対して速やかに選考の結果を通知するものとする。

（事務の所管）

第9条 この要綱に規定する事務は、所管課等が行うものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。